

## 公園管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、街区公園及びコミュニティ広場、並びに呉市が清掃を業者委託していない近隣公園（以下「公園」という）に管理人を置くことにより、呉市の公園行政の推進に寄与することを目的とする。

第2条 管理人は、それぞれの公園が所在する地区の住民の代表者からの届出により設置する。

第3条 管理人は、公園内の遊具その他の施設（以下「遊具等」という）について、危険と思われる状態を発見したときは、直ちにその旨を市長に報告するものとする。この場合において、管理人は、当該危険と思われる遊具等について、その使用を禁止し、又は撤去することができる。

第4条 管理人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 公園を随時看守し、遊具等の破損の状況等について、市長に報告すること。
- (2) 公園の秩序を維持すること。
- (3) 公園の清潔を保持すること。
- (4) その他街区公園使用心得等の遵守に関すること。

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

改正 平成13年4月1日  
平成15年4月1日  
平成20年4月1日  
平成27年4月1日  
令和6年4月1日